

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号

9

提案区分

A 権限移譲

提案分野

教育・文化

提案事項（事項名）

地域の人材育成に関わる大学等への補助事業等の事務の一部委譲

提案団体

関西広域連合

制度の所管・関係府省

財務省、文部科学省

求める措置の具体的内容

関西の人材ニーズや人材育成環境を的確に把握した審査を行うため、大学等への補助事業のうち地域の人材育成に関わるものの受付・選定事務の一部について、関西広域連合への移譲を求める。

具体的な支障事例

文科省の補助事業においては、学術研究的な観点からの大学教育関係者や経済界の代表など、専門的な観点からの審査が行われており、各地方からの選考委員就任は現実的には困難である。
しかし、地域の人材育成については各地方の産業の特徴や実情、企業体質や雇用慣習などもあり、各地方の実態を把握しない中での審査では地方での成果の活用につながらない。また、東京一極集中の進む中、地方の資源を十分活用した取組でないと、地方での継続性が確保できない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

関西広域連合への事務移譲により、関西における文科省事業の浸透や申請者の利便性の向上が見込める。
また、地方の状況や特徴を踏まえた審査が可能となるとともに、地方大学の参画促進や継続性のある取組が可能となる。

根拠法令等

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第6条第1項、第26条第2項、同法律施行令第17条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号

24

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項（事項名）

小児慢性特定疾病対策事業に関する受給者証の記載項目の見直し
（受給者証における記載項目の一部削除、又は保険者が交付する限度額適用認定証の新たな活用）

提案団体

新潟市

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

「児童福祉法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 47 号）」の施行に伴う新たな小児慢性特定疾病対策の実施に当たっては、地方自治体及び保険者並びに医療機関等に新たな事務が生じていることから、地方自治体等の負担増の実態を十分に把握し、複雑、膨大化している事務負担の軽減を図ること。現行制度上、小児慢性特定疾病医療受給者証の記載項目となっている高額療養費「適用区分」を削除すること、又は限度額適用認定証を新たに活用すること。

具体的な支障事例

小児慢性特定疾病対策事業に係る受給者証の発行に当たっては、地方自治体から保険者へ高額療養費適用区分を照会し、受給者証へ記載した後に発行することとされているが、地方自治体においては同区分を実務上使用することはなく、煩雑かつ不要な事務が課されている。（受給者の自己負担額は、市町村民税の額により決定されるため。）

そのため、受給者へ早期に受給者証を交付することができない。

小児を対象とした同様の国の医療制度である「自立支援医療費（育成医療）支給事業」及び「未熟児養育医療費給付事業」では、このような照会事務は不要であることから、「小児慢性特定疾病対策事業」と受給者証作成における取扱いが異なっている。（高額療養費適用区分が必要な項目であるならば、より簡素な方法（例えば、保険者が交付する限度額適用認定証による医療機関窓口での確認など）でも対応可能であることから、地方自治体の負担軽減を図るための代替措置を講じられたい。）

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

受給者証の発行までに要する時間が大幅に短縮されるため、受給者が事業を円滑に利用できるようになり、市民サービスの向上につながる。

保険者への照会・回答に要する事務が省略又は簡素化されることにより、地方自治体及び保険者の事務の負担軽減が見込まれる。

根拠法令等

児童福祉法第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病医療支援に係る高額療養費の支給に係る保険者との連絡等の事務の取扱いについて（平成 26 年 12 月 26 日付け雇児母発 1226 第1号）、児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療支援に係る高額療養費の支給に係る事務について（平成 28 年2月2日付け健難発 0202 第2号）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

仙台市、栃木県、群馬県、高崎市、千葉市、神奈川県、横須賀市、福井市、長野県、豊橋市、京都市、大阪府、豊中市、高槻市、神戸市、和歌山市、島根県、広島市、高松市、宇和島市、高知県、熊本市、大分県、宮崎県、鹿児島市、沖縄県

○提案市と同様に地方自治体において実務上使用しない区分についての照会事務は不要であるとする。保険者による個人番号制度の活用がされておらず、現状として郵送での照会回答となっているため、保険者からの回答に時間がかかり早期に変更後の受給者証を交付ができない。

以前より、小児を対象とした同様の国の医療制度である「自立支援医療費（育成医療）支給事業」及び「未熟児養育医療費給付事業」では、このような照会事務は不要であることから、「小児慢性特定疾病対策事業」と受給者証作成における取扱いが異なっている事に疑問がある。（高額療養費適用区分が必要な項目であるならば、より簡素な方法（例えば、保険者が交付する限度額適用認定証による医療機関窓口での確認など）でも対応可能であることから、地方自治体の負担軽減を図るための措置を講じられたい。）

○当市においても全く同様の意見が担当者の間で出ている。高額療養費適用区分を保険者に対し照会することにより、地方自治体として繁雑かつ不要な事務が生じることは勿論のこと、保険者からの回答が遅いことによる受給者証交付時期の遅延等、受給者が多大なる不利益を被ることがある。

○他の公費医療制度では、「適用区分」の記載のない受給者証もあることから、地方自治体の事務負担軽減の観点からは、受給者証への「適用区分」記載は不要としていただきたい。

○毎月、多少なりとも本件に係る業務に対応しており、事務の負担増になっている。

また、県からの照会期間を鑑みて受給者証発行までに時間を要すると感じていたため、事業全体の円滑化に資するためにも見直しは必要と考える。

○高額療養費適用区分は毎年度保険者が見直しを行い、また、見直し以外でも、年度途中で世帯員の増減等により区分が変更となる場合がある。このような場合は基本的に保険者からの変更連絡票の送付を受けて、受給者証に反映することになるが、受給者証発行までに時間を要し、その間に医療機関が誤った適用区分で公費請求してしまうため、地方自治体・保険者・医療機関等多くの関係機関で事務負担が生じている現状がある。

○支給認定の実務上の取扱いとして受給者の医療保険における所得区分を受給者証に記載することとされているが、受給者が加入する保険者に対し所得区分を照会してから回答を得るまでに時間を要する（概ね2～3週間程度）ことから、受給者証の早期交付の妨げとなっている。そのため、医療費の立替払など受給者に不利益が生じているほか、自治体においては立て替えた医療費の償還払い事務の負担が生じている上、多数の保険者との間で区分照会や、区分変更の連絡等、相当な業務負担となっている。

○小児慢性特定疾病対策事業に係る受給者証の発行に当たっては、地方自治体から保険者へ高額療養費適用区分を照会し、受給者証へ記載した後に発行することとされているが、地方自治体においては同区分を実務上使用することはなく、煩雑かつ不要な事務が課されている。（受給者の自己負担額は、市町村民税の額により決定されるため。）

そのため、受給者へ早期に受給者証を交付することができない。

小児を対象とした同様の国の医療制度である「自立支援医療費（育成医療）支給事業」及び「未熟児養育医療費給付事業」では、このような照会事務は不要であることから、「小児慢性特定疾病対策事業」と受給者証作成における取扱いが異なっている。（高額療養費適用区分が必要な項目であるならば、より簡素な方法（例えば、保険者が交付する限度額適用認定証による医療機関窓口での確認など）でも対応可能であることから、地方自治体の負担軽減を図るための代替措置を講じられたい。）

○当県では、保険者へ高額療養費適用区分の照会に多くの時間を要しており、認定更新のピーク時には1か月以上かかる保険者もある。

このため、有効期間の始期までに受給者証が届かない例もあり、受給者に取り、償還払いの文書料負担や来所し、手続きを行うなどの負担が大きい。

○照会事項について、保険者からの回答に時間がかかる場合があり、審査が終了して承認となった方についても、受給者証の発券が遅れる。

また、社保非課税世帯及び国保組合加入世帯については、適用区分見直しのため、年1回（6月）に課税証明書の提出を依頼しており、受給者に時間的、経済的に負担を強いている。

○①新規申請の場合、審査会後、複数の照会を保険者に行っているが、回答の時期に差（2週間以上）があるため、各申請者あての交付にも時間差が生じている。

②保険者からの変更連絡が、変更のあった日から1～2ヶ月経過後に通知されることがあり、受給者証に適正な所得区分を反映できていない例がある。

上記等を踏まえ、受給者証の発行に要する時間が短縮されることにより、償還手続きの減少が見込まれ、受給

者、自治体の事務負担が軽減されることが想定される。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号

47

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項（事項名）

指定難病の医療受給者証への医療保険の所得区分の記載の廃止

提案団体

愛知県、横浜市、高知県

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

指定難病の医療受給者証への医療保険の所得区分の記載の廃止については「平成 27 年度の地方からの提案等に関する対応方針」に基づく対応について（最終的な対応方針）（厚生労働省健康局難病対策課長）において、「廃止しない」として通知されているが、医療機関の窓口で医療保険の所得区分を確認できる新たな枠組みを構築のうえ、廃止する。

具体的な支障事例

都道府県等は、特定医療費の支給認定の申請がなされたときは、受給者に適用される医療保険の所得区分を、受給者が加入する保険者に対し照会を行い、医療受給者証に記載することとされており、従来から、下記の課題、支障が生じている。

照会に対する保険者からの回答に時間を要することにより、申請から医療受給者証発行までの期間が長期化しており、受給者に不利益（医療費立替負担）が生じている。

保険者による所得区分の記載ミスや、区分変更の際の連絡もれ、変更の際の連絡に時間を要すること等により、受給者が医療受給者証を医療機関に提示する際、所得区分が誤っている場合や最新でない場合があり（年間 100 件程度）、医療機関の事務に混乱を生じさせており、これに係る問合せも多い。

都道府県等が保険者に対し所得区分を照会し、照会結果を医療受給者証に記載する事務の負担は非常に大きい。

所得区分変更の場合は、保険者からの連絡により職権で医療受給者証を発行するため、受給者からの問い合わせが多い。また、医療受給者証の継続申請と所得区分の変更の医療受給者証発行のピークが重なっており、医療受給者証が受給者へ同時期に届くことがあり、受給者、医療機関に混乱を生じさせている。

上記について、平成 28 年 12 月 27 日付け厚生労働省健康局難病対策課長通知「平成 27 年の地方からの提案等に関する対応方針」に基づく対応について（最終的な対応方針）において、「保険者からの所得区分に係る回答や区分変更の連絡に時間を要している場合があるため、種々の機会を捉まえて関係部局と共に周知を図る。」とされたが、状況が改善されているとは言い難い。

また、「医療保険の所得区分を難病患者の特定医療に確実に適用させることを確保するための方法として、現時点において、医療受給者証に医療保険の所得区分を記載する以外の方法がない」とあるが、医療保険の所得区分を 100% 正確に医療受給者証に記載することは困難である。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

申請から医療受給者証発行までの期間の短縮（2～3ヶ月→1.5～2.5ヶ月）。

医療受給者証に記載する所得区分の誤りや、医療受給者証を同時期に複数発行すること等による医療機関、受給者の混乱の解消が期待できる。

保険者への照会事務の廃止や、医療受給者証発行に要する期間の短縮により、医療費償還払い請求の減少

が見込まれるなど、事務負担の大幅な軽減に繋がる。

根拠法令等

難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項、健康保険法施行令第41条、健康保険法施行規則第98条の2、特定医療費の支給認定の実務上の取扱いについて(平成26年12月22日付け健疾発1222第1号厚生労働省健康局疾病対策課長通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

福島県、茨城県、栃木県、群馬県、高崎市、千葉市、川崎市、新潟市、富山県、福井市、長野県、名古屋市、豊橋市、京都市、島根県、広島市、熊本市、大分県、宮崎県、沖縄県

○新規申請や更新申請時のほか、加入医療保険の変更に伴う申請のたびに所得区分の確認が必要であり、受給者証発行までの期間の長期化や事務負担の増大につながっている。情報連携により、申請時の課税証明書の提出は原則不要としているが、社会保険及び国保組合に加入する患者には、所得区分の照会のために課税証明書の提出を求めている。

○保険者からの連絡漏れ等による適用区分相違による医療機関等からの照会や、年度切替時に保険者へ再照会しない限り非課税者の適用区分が変更になる等、適用区分記載における業務負担が大きい。

○一定期間経過しても回答のない保険者に対し確認を行っているため、業務の増につながっている。区分の変更について、保険者側で適切に処理されていないと思われるケースがある。

○所得区分の記載の廃止は強く求めるところである。なお、医療機関窓口において、所得区分の把握を可能とする枠組みを構築することが困難なのであれば、例えば一律「一般所得」で処理可能とする等の制度改正を求める。

○保険者による所得区分の記載ミスや区分変更の連絡もれの可能性を排除できないため、受給者証の変更の審査は慎重に行う必要があり、複数職員によるチェック体制を構築せざるを得ない状況となっている。

また、連絡もれについては、対応状況が保険者ごとにばらつきがあり(保険者への周知が徹底されていないと思われる)、対策に苦慮している。これに対する方策として、当県では、毎年受給者証の更新に併せて、連絡もれの恐れがある168保険者(協会健保、後期高齢等除く)に対して連絡票を送付し、台帳への反映を行っている。この独自対応により医療機関での混乱は一定程度抑制されていると認識しているが、事務負担は増加している。なお、依然として適用区分の反映が遅れる事例は発生しており、更新時期においては数10件規模で受給者証の差し替え対応を行っているが、これは受給者に混乱を来すものではないかと懸念される。

○受給者証に記載するという特性から、適用区分が遡及的に変更となった場合において、自己負担上限額の変更等の理由により、受給者証に正確な適用区分を反映できない(又は反映に苦慮する)ケースが発生しており、受給者証に別制度の区分(適用区分)を記載する限り根本的に発生しうるものであり、事務側の努力や工夫で防ぐにも限界がある。

○所得区分が不明な場合、空欄のまま県から受給者証が発行されており、そのことについての医療機関等からの問い合わせが一定生じており、対応に苦慮している。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号

78

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項（事項名）

地方創生拠点整備交付金の繰越手続きの簡素化

提案団体

長崎県、九州地方知事会

制度の所管・関係府省

内閣府、財務省

求める措置の具体的内容

地方創生拠点整備交付金の繰越（翌債）手続きの簡素化及び ADAMS による正式申請に先立ち、別途協議を行う機会を確保するなど、手続きの円滑化に資する見直しを求める。

具体的な支障事例

地方創生拠点整備交付金については、令和2年度より一部当初予算化されたものの、従来国の補正予算が財源とされている。
このため、当該年度中に事業が完了しない場合、対象事業の繰越（翌債）の手続きを行う必要があり、繰越理由書の提出のほか、ADAMS での繰越承認申請等が必要である。
また、繰越承認手続きには事前に財務局と調整を行う必要があるが、ADAMS の使用が可能となる内閣府からの支出負担行為計画示達後からしか受け付けていただけないので、手続き期間が十分に確保されていない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

行政事務の効率化に繋がる。

根拠法令等

地方創生拠点整備交付金交付要綱、財政法第43条、第43条の3、繰り越しガイドブック

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

福島県、郡山市、浜松市、名古屋市、京都市、兵庫県、岡山県、徳島県、高松市、愛媛県、香川県

○令和2年当初で一部当初予算化されたが、採択されるにはハードルが高く、地方創生拠点整備事業の中心は引き続き補正予算を財源とする事業であり、毎年、繰越の手続きが必要であるため、事務の簡素化を図られたい。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号

105

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項（事項名）

補正予算による国庫補助金に係る繰越・翌債事務手続きの簡略化

提案団体

京都市

制度の所管・関係府省

財務省、文部科学省

求める措置の具体的内容

補正予算等による国庫補助金において、次年度に差し掛かる事業の採択等により、当該年度中に事業が完了しない場合は、繰越事務の簡略化を認めていただきたい。

具体的な支障事例

文部科学省において、補正による予算措置が定例化しており、学校施設環境改善交付金における大規模改修事業や防災機能強化事業など、次年度に予定しているもので前倒し可能な事業の申請を募る形態が慣例化しているが、次年度に差し掛かる事業も含めて採択対象としていることから（当該年度未契約事業（未契約繰越事業）も可能）、繰越・翌債事務が発生することになる。
そのため、広く次年度事業も含め採択対象とされているにも関わらず、個々の事例毎に、補正予算を理由としない繰越理由書を財務省に提出する必要がある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

繰越理由書の作成の負担が軽減される。

根拠法令等

財政法 43 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

弘前市、宮城県、福島県、相模原市、平塚市、新潟市、上田市、浜松市、東伊豆町、豊橋市、春日井市、大阪府、兵庫県、香芝市、広島市、長崎市、大村市、彦根市、熊本市、宮崎市

○繰越・翌債承認の手続きは毎年3月にあり、補助金の実績報告等が繁忙期に重なることから、多忙を極めている状況である。

○当市でも、補正予算により内定を受けた学校施設環境改善交付金において、年度内の事業完了が困難な場合は繰越事務手続きを行っている。特にブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金事業など、市内全校を対象とした事業においては、繰越事由が同一であっても、1校ずつ調書を作成する必要あり、膨大な事務処理作業を要する。

○文部科学省において、補正による予算措置が定例化していることに加え、年度後半に当初予算として事業の追加内定がされ、財務省への繰越事務が煩雑化している。

○前倒しで補助を受けたことが繰越理由にもかかわらず、繰越理由書には、それ以外の理由をつけて提出する

必要があるため、制度改正が必要であると考える。

○当市においても、学校施設環境改善交付金大規模改造事業(トイレ)において、国の補正予算により前倒し実施の採択を受けた事業が過去に存在した。

当然のことながら、その時点から事業を開始した場合には、当該年度内での事業完了は困難を極めることとなり、事業費を翌年度に繰り越すこととなる。

この際、提案にもあるとおり、補正予算を理由とした繰越は認められないことから、繰越理由書の作成に苦慮した経験がある。

○文部科学省において、補正による予算措置が定例化しており、学校施設環境改善交付金における長寿命化改良事業や大規模改造事業など、次年度に予定しているもので前倒し可能な事業の申請を募る形態が慣例化しているが、次年度に差し掛かる事業も含めて採択対象としていることから(当該年度未契約事業(未契約繰越事業)も可能)、繰越・翌債事務が発生することになる。

そのため、広く次年度事業も含め採択対象とされているにも関わらず、個々の事例毎に、補正予算を理由としない繰越理由書を提出する必要がある。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号

165

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

環境・衛生

提案事項（事項名）

地方創生汚水処理施設整備推進交付金に係る予算繰越事務手続の簡素化の徹底

提案団体

広島市、広島県

制度の所管・関係府省

財務省、農林水産省

求める措置の具体的内容

地方創生汚水処理施設整備推進交付金に係る予算繰越（翌債）事務手続きについて、添付書類の撤廃など、事務の簡素化の徹底を図るよう求める。

具体的な支障事例

繰越（翌債）事務手続きについては、「繰越（翌債）事務手続の一部改正について」（平成 27 年 2 月 19 日付事務連絡第 340 号財務省主計局司計課長）により、繰越（翌債）事務手続きの簡素化が図られているところであり、明許繰越し及び翌債の承認手続きにおける申請書類は、「①繰越計算書、②箇所別調書及び理由書、③審査表」とされており、地図、工程表その他の添付書類は提出不要となっている。

これらの簡素化の取組は、現場での繰越手続等が非効率を招かないようにする観点から実施されたものだが、各省各庁の長から繰越に関する事務を委任されている支出負担行為担当官により求められる事務手続きが異なる。

支障事例である農業集落排水施設整備事業（支出負担行為担当官は農政局）においては、図面、工程表、経緯書などの本来提出が不要な書類の作成・提出を求められており、経緯書は、繰越事由の発生日や内容等を時系列で整理するように、農政局から指示を受けているが、これらの書類は本来財務省への提出が不要と考えられる。

具体的には、繰越承認申請書類（図面、工程表、経緯書含む）の作成には1週間程度要しており、繰越承認申請書類の提出から繰越申請承認まで1か月半程度を要している。

その一方で、特定環境保全公共下水道事業（支出負担行為担当官は県）においては、地図、工程表その他の添付書類の提出は求められていない。こちらは、繰越承認申請書類の提出から繰越申請承認まで約2週間程度である。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

本来提出不要な書類（図面、工程表、経緯書など）の作成に係る事務負担が軽減され、繰越事務手続きの迅速化が図られる。

根拠法令等

財政法第 14 条の3、繰越（翌債）事務手続の一部改正について（平成 27 年 2 月 19 日付事務連絡第 340 号財務省主計局司計課長）、地方創生汚水処理施設整備推進交付金要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

福島県、浜松市、京都市、熊本市、宮崎県

- 当市では同様の支障事例はないものの、担当部署で異なる対応をされると、今後同様の支障が予想される。
- 当県においても、農業集落排水施設整備事業について農政局に同様の資料提出を求められている。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号

179

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項（事項名）

財産処分の承認の際に付される国庫補助金相当額の納付の条件の見直し

提案団体

栃木県

制度の所管・関係府省

財務省、農林水産省

求める措置の具体的内容

農林水産省所管の間接補助事業に係る交付要綱等において、財産処分の承認の際に付される国庫補助金相当額の納付の条件を「間接補助事業者から返還があった場合に限り国に納付」することと規定し、財産処分手続において、間接補助事業者から納付がなされなければ、国は都道府県や市町村に対し自己負担をして納付することを求めないこととすること。

具体的な支障事例

国庫補助金を活用して整備された施設については、補助金交付後、補助目的とは異なる目的で使用されたり、勝手に処分されたりすると、補助目的を達成することができなくなるため、当該施設の耐用年数の期間内は、財産処分を行うことが制限され、やむを得ず財産処分を行う場合には、あらかじめ国の承認を受ける必要がある。その際、国は財産処분을承認するに当たり、原則として国庫補助金相当額の納付を条件としている。

間接補助事業の場合、財産上の利益を受けるのは国庫補助金を最終消費する間接補助事業者であるため、国から国庫補助金相当額の納付を命じられた場合には、当該間接補助事業者が都道府県や市町村を通じて国に納付すべきところ、現状は、当該間接補助事業者に返済能力がなく、都道府県や市町村に納付されない場合であっても、国は、財産上の利益を受けていない都道府県や市町村に対し、自己負担をして納付させている。

本県では、平成 17 年に国のバイオマスの環づくり交付金を活用し、市町村を通じて事業者に対し、食品廃棄物リサイクル施設の整備に係る交付金を交付した。

当該事業者は、自己資金が無かったため、あらかじめ国から補助対象財産に担保権を設定することについて承認を得た上で資金を調達したが、その後、機械の不具合等により操業を停止し、担保権が実行されることとなった。そこで、国から改めて財産処分の承認を受けるよう指示があり「補助金相当額の納付」を条件に承認されたが、当該事業者には返済能力がなく補助金相当額が返納されないにもかかわらず、本県から国へ返納せざるを得なかった事案がある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律は、補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止等を目的とするところ、国庫補助金を財源とする間接補助金の交付事務を行った都道府県や市町村が、間接補助事業者からの納付がない場合に、自己負担をして国庫補助金相当額を国に納付しなければならないとする条件は、法の目的に照らして必要な限度を超えている。

特に、国が全国へ波及させることが必要と判断した戦略的・先駆的な施策に関する補助事業は前例に乏しく、経済動向等に左右されることも多いため、間接補助事業者への適切な管理監督がなされていたとしても、事業に行き詰まるリスクを伴う場合があり、都道府県や市町村は積極的に当該補助事業を実施することができない。こうした状況から地方を解放する効果は極めて大きい。

根拠法令等

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第7条、第 22 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

茨城県、川崎市、富士市、徳島県

—

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号

203

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項（事項名）

小児慢性特定疾病対策事業に関する受給者証の記載項目の見直し
（受給者証における記載項目の一部削除、又は保険者が交付する限度額適用認定証の新たな活用）

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

「児童福祉法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 47 号）」の施行に伴う新たな小児慢性特定疾病対策の実施に当たっては、地方自治体及び保険者並びに医療機関等に新たな事務が生じていることから、地方自治体等の負担増の実態を十分に把握し、複雑、膨大化している事務負担の軽減を図ること。
現行制度上、小児慢性特定疾病医療受給者証の記載項目となっている高額療養費「適用区分」を削除すること、又は限度額適用認定証を新たに活用すること。

具体的な支障事例

小児慢性特定疾病対策事業に係る受給者証の発行に当たっては、地方自治体から保険者へ高額療養費適用区分を照会し、受給者証へ記載した後に発行することとされているが、地方自治体においては同区分を実務上使用することはなく、煩雑かつ不要な事務が課されている。（受給者の自己負担額は、市町村民税の額により決定されるため。）
そのため、受給者へ早期に受給者証を交付することができない。
小児を対象とした同様の国の医療制度である「自立支援医療費（育成医療）支給事業」及び「未熟児養育医療費給付事業」では、このような照会事務は不要であることから、「小児慢性特定疾病対策事業」と受給者証作成における取扱いが異なっている。（高額療養費適用区分が必要な項目であるならば、より簡素な方法（例えば、保険者が交付する限度額適用認定証による医療機関窓口での確認など）でも対応可能であることから、地方自治体の負担軽減を図るための代替措置を講じられたい。）

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

受給者証の発行までに要する時間が大幅に短縮されるため、受給者が事業を円滑に利用できるようになり、市民サービスの向上につながる。
保険者への照会・回答に要する事務が省略又は簡素化されることにより、地方自治体及び保険者の事務の負担軽減が見込まれる。

根拠法令等

児童福祉法第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病医療支援に係る高額療養費の支給に係る保険者との連絡等の事務の取扱いについて（平成 26 年 12 月 26 日付け雇児母発 1226 第1号）、児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療支援に係る高額療養費の支給に係る事務について（平成 28 年2月2日付け健難発 0202 第2号）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

仙台市、群馬県、高崎市、千葉市、豊橋市、大阪府、豊中市、高槻市、広島市、高松市、西条市、高知県、福岡県、久留米市、宮崎県、宮崎市、鹿児島市、沖縄県

○高額療養費適用区分においては、照会の回答を受け取るまでに一定期間を要することから、受給者へ早期に受給者証を交付することができず、結果的に償還払いの対応となり、市民に一時的な負担を強いることとなるうえ、事務量の増加原因にもなっている。

○当市においても全く同様の意見が担当者の間で出ている。高額療養費適用区分を保険者に対し照会することにより、地方自治体として繁雑かつ不要な事務が生じることは勿論のこと、保険者からの回答が遅いことによる受給者証交付時期の遅延等、受給者が多大なる不利益を被ることがある。

○他の公費医療制度では、「適用区分」の記載のない受給者証もあることから、地方自治体の事務負担軽減の観点からは、受給者証への「適用区分」記載は不要としていただきたい。

○高額療養費適用区分は毎年度保険者が見直しを行い、また、見直し以外でも、年度途中に世帯員の増減等により区分が変更となる場合がある。このような場合は基本的に保険者からの変更連絡票の送付を受けて、受給者証に反映することになるが、受給者証発行までに時間を要し、その間に医療機関が誤った適用区分で公費請求してしまうため、地方自治体、保険者、医療機関等多くの関係機関で事務負担が生じている現状がある。

○支給認定の実務上の取扱いとして受給者の医療保険における所得区分を受給者証に記載することとされているが、受給者が加入する保険者に対し所得区分を照会してから回答を得るまでに時間を要する（概ね2～3週間程度）ことから、受給者証の早期交付の妨げとなっている。そのため、医療費の立替払など受給者に不利益が生じているほか、自治体においては立て替えた医療費の償還払い事務の負担が生じている上、多数の保険者との間で区分照会や、区分変更の連絡等、相当な業務負担となっている。

○小児慢性特定疾病対策事業に係る受給者証の発行に当たっては、地方自治体から保険者へ高額療養費適用区分を照会し、受給者証へ記載した後に発行することとされているが、地方自治体においては同区分を実務上使用することはなく、煩雑かつ不要な事務が課されている。（受給者の自己負担額は、市町村民税の額により決定されるため。）

そのため、受給者へ早期に受給者証を交付することができない。

小児を対象とした同様の国の医療制度である「自立支援医療費（育成医療）支給事業」及び「未熟児養育医療費給付事業」では、このような照会事務は不要であることから、「小児慢性特定疾病対策事業」と受給者証作成における取扱いが異なっている。（高額療養費適用区分が必要な項目であるならば、より簡素な方法（例えば、保険者が交付する限度額適用認定証による医療機関窓口での確認など）でも対応可能であることから、地方自治体の負担軽減を図るための代替措置を講じられたい。）

○県から当市に対する小児慢性特定疾病対策事業に係る高額療養費摘要区分の照会は、令和元年度では8件となっている。件数的には、保険者の事務の負担になるほどの件数ではないが、照会を省くことができれば、受給者証の発行までの期間短縮が見込まれる。

○照会事項について、保険者からの回答に時間がかかる場合があり、審査が終了して承認となった方についても、受給者証の発券が遅れる。

また、社保非課税世帯及び国保組合加入世帯については、適用区分見直しのため、年1回（6月）に課税証明書の提出を依頼しており、受給者に時間的、経済的に負担を強いている。

○当市でも高額療養費の適用区分の照会に時間を要し、小児慢性特定疾病医療受給者証の発行が半月程度更に要していることから、適用区分欄が削除され、その代替として各医療保険者から発行される限度額適用認定証を医療機関が確実に確認するという対応の方がより正確で望ましいと考える。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号

205

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項（事項名）

補正予算による国庫補助金に係る繰越・翌債事務手続きの簡略化

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

財務省、文部科学省

求める措置の具体的内容

補正予算等による国庫補助金において、次年度に差し掛かる事業の採択等により、当該年度中に事業が完了しない場合は、繰越事務の簡略化を認めていただきたい。

具体的な支障事例

文部科学省において、補正による予算措置が定例化しており、学校施設環境改善交付金における大規模改修事業や防災機能強化事業など、次年度に予定しているもので前倒し可能な事業の申請を募る形態が慣例化しているが、次年度に差し掛かる事業も含めて採択対象としていることから（当該年度未契約事業（未契約繰越事業）も可能）、繰越・翌債事務が発生することになる。
そのため、広く次年度事業も含め採択対象とされているにも関わらず、個々の事例毎に、補正予算を理由としない繰越理由書を財務省に提出する必要がある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

繰越理由書の作成の負担が軽減される。

根拠法令等

財政法 43 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

弘前市、宮城県、平塚市、新潟市、上田市、浜松市、富士市、東伊豆町、豊橋市、春日井市、大阪府、兵庫県、長崎市、大村市、壱岐市、宮崎市

○繰越・翌債承認の手続きは毎年3月にあり、補助金の実績報告等が繁忙期に重なることから多忙を極めている状況である。

○当市でも、補正予算により内定を受けた学校施設環境改善交付金において、年度内の事業完了が困難な場合は繰越事務手続きを行っている。特にブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金事業など、市内全校を対象とした事業においては、繰越事由が同一であっても、1校ずつ調書を作成する必要あり、膨大な事務処理作業を要する。

○文部科学省において、補正による予算措置が定例化していることに加え、年度後半に当初予算として事業の追加内定がされ、財務省への繰越事務が煩雑化している。

○前倒しで補助を受けたことが繰越理由にもかかわらず、繰越理由書には、それ以外の理由をつけて提出する

必要があるため、制度改正が必要であると考える。

○当市においても、学校施設環境改善交付金大規模改造事業(トイレ)において、国の補正予算により前倒し実施の採択を受けた事業が過去に存在した。

当然のことながら、その時点から事業を開始した場合には、当該年度内での事業完了は困難を極めることとなり、事業費を翌年度に繰り越すこととなる。

この際、提案にもあるとおり、補正予算を理由とした繰越は認められないことから、繰越理由書の作成に苦慮した経験がある。

○文部科学省において、補正による予算措置が定例化しており、学校施設環境改善交付金における長寿命化改良事業や大規模改造事業など、次年度に予定しているもので前倒し可能な事業の申請を募る形態が慣例化しているが、次年度に差し掛かる事業も含めて採択対象としていることから(当該年度未契約事業(未契約繰越事業)も可能)、繰越・翌債事務が発生することになる。

そのため、広く次年度事業も含め採択対象とされているにも関わらず、個々の事例毎に、補正予算を理由としない繰越理由書を提出する必要がある。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号

240

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

消防・防災・安全

提案事項（事項名）

災害査定における実地査定の廃止及びWeb査定方式の構築

提案団体

兵庫県

制度の所管・関係府省

財務省、農林水産省、国土交通省

求める措置の具体的内容

ドローン等を活用することにより適切な現地確認ができるため、金額の多寡に関わらず、実地による災害査定を廃止すること。
机上査定の手法として、Web査定の方法を構築すること。

具体的な支障事例

【現状】

災害復旧事業費を決定する災害査定は原則として実地で行うが、被災箇所の申請額が 300 万円未満の場合に限り、被災箇所を写真や設計書等の資料で確認する机上査定を実施することができる。

激甚災害に指定された場合は災害査定の事務手続きを迅速にするため、机上査定限度額の引き上げや査定設計図書の簡素化措置などが実施される。

災害査定（実地、机上査定）は、被災自治体において行われている。

平成 30 年 7 月豪雨が激甚災害に指定されたことにより、当災害では机上査定限度額が 2,500 万円以下（都市局所管災害は 2,400 万円以下）に引き上げられ、被災箇所 975 件中 821 件（84%）が机上査定の対象となった。

一方、本県では激甚災害に指定されない規模の災害も頻発しており、平成 30 年は 220 件の被災があったが、そのうち机上査定の実施が可能な被災箇所は 41 件（18.6%）に止まっている。

【支障】

実地査定は、災害が頻発する中、1 日に実施できる件数が少なく、災害復旧事業が遅れる恐れがあるうえ、被災自治体の準備が負担となっている。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、緊急事態宣言等が発令されている場合には、東京等から被災自治体への移動が制限され、災害査定の早急な実施が困難となり、災害復旧事業が遅れる恐れがある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

実地査定を廃止することで、災害査定に要する人員の負担軽減や査定時間の縮減を図ることができ、速やかな災害復旧対策の実施に資する。

根拠法令等

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第7条

公共土木施設災害復旧事業査定方針第 12・1

大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

八尾市、倉敷市、愛媛県、福岡県

○令和元年台風 19 号の暴風雨が激甚災害に指定されたことにより、当災害における国土交通省所管災害の机上査定限度額が 3,000 万円以下に引き上げられ、被災箇所 216 件中 156 件(72%)が机上査定の対象となった。激甚災害に指定されなかった場合、机上査定の実施が可能な被災箇所は 28 件(13%)に止まり、災害査定が長期間となり災害復旧事業の着工が遅れるおそれがあった。

○平成 30 年 7 月豪雨や、平成 30 年台風第 21 号では多くの土木施設被害が発生し、災害査定を受けるための準備に労力を要したことから、机上査定申請額の引き上げなど要件緩和をお願いしたい。